

意見書案第 25 号

日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准することを求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 12 月 10 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	石 川 建 二
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎
	〃	齋 藤 温

日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准することを求める意見書

広島と長崎で原子爆弾の被害を受けた人々の全国組織である日本原水爆被害者団体協議会が本年10月11日にノーベル平和賞を受賞した際、ノーベル平和賞の選考委員会は、広島と長崎の被爆者たちによる草の根運動で、核兵器のない世界を実現するための努力と核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたことを受賞理由とし、同協議会や被爆者の代表者らによる並外れた努力は、核兵器の使用は道徳的に受け入れ難いという核のタブーを確立することに大きく貢献したとたたえている。

このように、核兵器の使用を許さなかったのは、核抑止力ではなく核兵器廃絶を求める運動と世論であり、核兵器の使用は、破滅的で非人道的な結末をもたらし、国連憲章、国際人道法及び国際人権法のいずれにも反するものとして、歴史上初めて条約において核兵器が違法なものであると明文化した核兵器禁止条約に参加することが何よりの平和への道筋となる。

しかしながら、海外では、令和4年2月にロシアがウクライナへの軍事侵攻に合わせて核兵器使用の威嚇を行い、その後も繰り返し脅迫を続けているほか、パレスチナ自治区ガザ地区で空爆や地上侵攻を行っているイスラエルにおいては、令和5年11月に閣僚がガザ地区への核兵器使用は選択肢の一つと発言したが、これらの行為は核兵器の使用や威嚇を禁じている同条約に明確に違反するものであり、断じて許すことができない。

こうした状況下において、我が国が同条約の署名、批准をしないことは、憲法が掲げる平和主義の理念に反するものであり、唯一の戦争被爆国で原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を定めた我が国が、署名、批准をすることによって、同条約にも定められている核兵器による被害者への援助に大きく貢献することができる。

国内においては、同条約への署名、批准を求める意見書又は決議を可決した地方議会は、本年9月時点で全国688に広がっているほか、本市においては昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言を表明しており、同条約に署名、批准することは、多くの市民の願いでもある。

よって、国におかれては、核兵器廃絶に向け、速やかに同条約に署名、批准することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
外務大臣
防衛大臣